

亀山市公告第30号

亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年亀山市条例第25号）第15条の規定により、各実施機関の保有個人情報の開示の実施状況について、次のとおり公表する。

令和8年5月28日

亀山市長 櫻井義之

1 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数

(1) 開示請求の件数 3件

実施機関別内訳

実施機関		件数	実施機関		件数
市長		3	行政委員会等	教育委員会	0
部署別内訳	政策部	0		監査委員	0
	総務財政部	0		選挙管理委員会	0
	市民文化部	0		農業委員会	0
	健康福祉部	0		公平委員会	0
	子ども未来部	0		固定資産評価審査委員会	0
	産業環境部	0		病院事業管理者	0
	建設部	1			
	上下水道部	1			
	防災安全課	0			
	消防本部	1			
	消防署	0			
	会計課	0			

(2) 訂正請求の件数 0件

(3) 利用停止請求の件数 0件

2 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する決定の状況

(1) 開示決定等に関する決定の状況

区分	開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	不受理	取下げ	未決定
件数	1	2	0	0	0	0	0

(2) 訂正決定等に関する決定の状況 0件

(3) 利用停止決定等に関する決定の状況 0件

3 審査請求の件数 0件